

8月号

県民の友

県の花
うめ

発行/和歌山県知事公室広報公聴課 〒640 和歌山市小松原通1の1 ☎0734(32)4111

あなたが主役です

県民文化祭—それは秋風とともに花開き、木枯しの吹くころまで咲き続ける県民みんなの文化の祭典です。

第九回をむかえた今年は、「真心をもとめて」をテーマとして開催します。この県民文化祭は、ひごろ文化活動を行っている方々がその成果を発表する場として、また多彩にくりひろげられる催しを通じて、だれでもが豊かな情操や深い教養を養える場として開いています。

時代に耐えて生き続ける伝統

現代を鋭く洞察する表現……。

秋をいろいろ県民文化祭はまもなく幕をあけます。

参加行事あんない

◆開幕フェスティバルと民俗芸能大会

9月4日(土)12時 県民文化会館大ホール

歌、おどり、民俗芸能など、はなやかに幕あけ。

観覧整理券は、8月10日から県庁広報公聴課、

県教育委員会文化財課、各地方教育事務所でお渡しします。(わくは、県庁広報公聴課へ)

◆第九回勤労者美術展

9月9日(木)～13日(月)

県立近代美術館

余暇を利用して創作した芸術作品を出品

していただき、それを一般公開します。

出品申込、応募資格(県内に職場または

住所を有する勤労者) 作品種別(洋

画、日本画、書、写真、彫塑、工芸、

生け花) 作品は9月4日(土)、5日(日)

に近代美術館へ搬入してください。

(わくは、県庁労政課へどうぞ)

◆第四回勤労者音楽祭

10月17日(日)13時

県民文化会館

ひごろ仲間達と楽しんでいる音

楽をステージで披露して下さい。

参加申込 県内に職場または

住所を有する勤労者で、五人

以上の編成が参加資格。種目

は、合唱、器楽演奏。参加希望グループは

8月20日(金)

までに県庁労政課へどうぞ。

八月の光のなかに季節をつげる黄葉まい
うだるような暑さが去っていく
さあ、せかせかしないで
ときには日常を抜けだし自由を手にしよう
歌でも口ずさんで
それぞれの秋を計画してみよう

自然を歩き
自然を愛する

テクコロジー
スタート!!

確かに自然との調和のなかで生活していた昔人にとって、自然の重要さ、大切さは自明のことでした。

ところが今はどうでしょう。

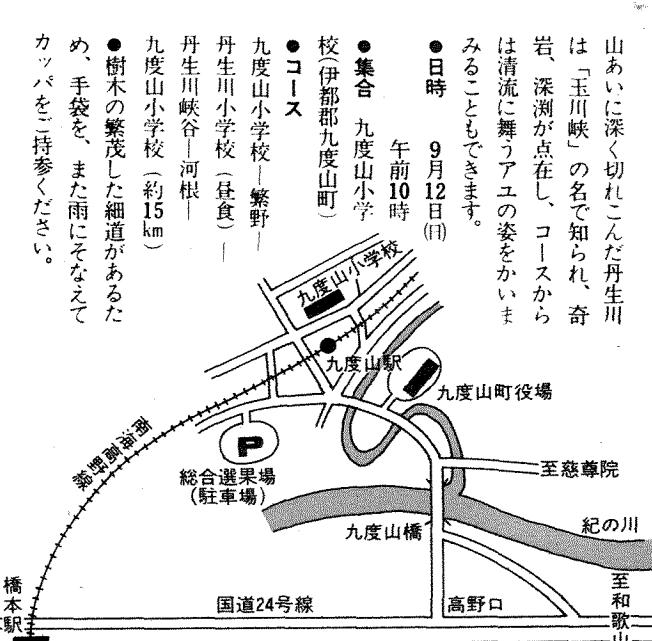
私たち人間が、結局は自然のなかでしか生活できないことを忘れないで、ともすれば自然を軽んじたり、破壊したりしがちです。

そこで郷土のすぐれた自然を歩くことによって、自然の尊さ、自然保護の必要性を認識してもらおうとはじめたのが「自然愛護テクコロジー」。さて、本年度は五回開催します。どのコースも変化に富んだ自然の美しさでみなさんの訪れを待っています。

第2回以降の予定

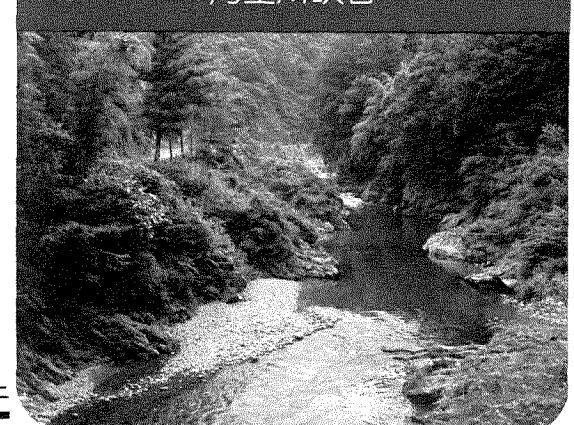
予定日	コース	内容
10月下旬	煙樹海岸県立自然公園「小浦海岸」	沈降海岸の自然美と植物、野鳥をたずねる。
11月下旬	吉野熊野国立公園「那智高原」	52年4月に開催される全国植樹祭会場と熊野那智山の歴史をたどる。
1月下旬	吉野熊野国立公園「重疊山」	黒潮洗う熊野灘の海岸美と重疊山の自然をさぐる。
3月上旬	大池貴志川県立自然公園「貴志川河畔と山田ダム」	貴志川の清流に素朴な田園景観と史跡をたずねる。

- ◆開催、中止については、当日、和歌山放送の7時59分と8時からの「サンデー歌謡曲」の時間内に放送します。
- ◆51年度全コース完歩者には、認定証、自然愛護リーダーパッチ、記念品を贈ります。
- ◆テクコロジーのことは県庁自然保護課、各県事務所県民生活課へ。



第一回自然愛護テクコロジー

かつらぎ高野山系県立自然公園
丹生川峡谷



関西新国際空港問題など

六月定期県議会より
活発な論議!!



●特別委員会の設置、役員人事も決まる

六月県議会は二十九日招集され、二十一議案を可決、正副議長、常任、特別委員等の改選を行い七月十五日閉会しました。

今回は、関西新国際空港問題をはじめ研究学園ゾーンなど県政全般に

ついて活発な論議が行われました。

意見書では、議員の半数改選制反対や高速道路の紀南延長、日高川の一級河川昇格などが取り上げられ、特別委員会として関西新国際空港、道路公社調査の二つが新設され、開会中にも引き続きこれらの問題に取り組む積極的な議会の姿勢が示されました。なお、本会議での主な質問答弁は次のとおり。

(●質問 ▶ 答弁)

(●質問 ▶ 答弁)

を設置することを提案する。

●空港に使用する水について具体的な記述がないが本県とは別に利水を考えていると解してよいのか。

研究学園ゾーンと大学移転

五人の議員が質問。主なものは、去る六月泉南市で行われた運輸省の地方説明会で「観測塔の設置は新空港に直結するもの」との見解を明らかにした。

観測塔の設置に反対してきた大阪府知事はすでにこの設置を認めるとの意向で、府下の沿岸市町村も次第に軟化している。周辺地域である本県の反対を半ば無視して建設計画がこのように着々進められている。この現状をどう受け止めているのか。

●観測塔の設置は建設の橋頭保である。知事の見解を。

●県独自の立場で空港建設に伴う環境アセスメントを行う考えはあるか。

●航空機騒音、大気汚染等により、特に加太周辺の漁場および観光面に及ぼす影響は大きいと予想されるが、県の調査や取り組みの実態は。

●空港建設に対する関係者のコメント・住民代表等による「協議会」は、可及的速やかに発足させたい。

▽「和歌山県版」には広域的に水需給を検討するとし、下水の再生利用や海水の淡水化的検討まで記されているが、具体的な取水問題にふれていない。基本

を策定したい所存

和大学部統合移転の必要性

はもちろん実現への期待を県民とともに願っている。しかし、

大學内部の意見統一が先決で從来の経過を踏まえ、関係者、後援会等と相談してみたい。

実のギャップ、地域の特性、地形、地質の調査結果をふまえ、さらに充実したプロジェクトチー

ームをつくって基本構想、計画

六月定期県議会

と存

来の経験を踏まえ、関係者、後

援会等と相談してみたい。

県の将来問題など

日置川町の関電原発問題では、五離れた泉州よりもむしろ本県の方が直接関係県であると受け止め、きびしく対処したい。

▽「調査と建設とは別」。ただし観測塔の設置は、本県は飛行コース待機空域と関係が深く、

「埋め立て移転しても生産量を増やすことの歯止めをどう

するのか、埋め立て免許申請の見通し、埋め立てに使用する産業廃棄物の二次公害のチエック、

和歌山市発表の日本都市センター

レポートについての見解と機

の浦海水浴場の永久保存」等に

について質疑がありました。

▽環境アセスメントは、あくまで国が責任において実施するのが原則。その中で示された内容に問題があり検証を必要とする場合も独立調査を実施する。

▽その影響の範囲を見極めるため五十年度から所要の調査を行っている。

▽「和歌山県版」には、今後も

課題について多くの質問が集

中しました。

●県立医大の諸施設の実態は、

大学設置基準に比し遅れるかに

いた。医大問題審議会は最近休止

の状態。同じ環境条件にあった

奈良、福島の両県立医大はす

ぐに移転を決めている。本県のみに残された形となっているが。

▽環境アセスメントは、あくま

で国が責任において実施するの

が原則。その中で示された内容に問題があり検証を必要とする場合も独立調査を実施する。

▽その影響の範囲を見極めるため五十年度から所要の調査を行っている。

▽「和歌山県版」には、今後も

課題について多くの質問が集

中しました。

新議長・副議長 決まる



「ミミガ呼びます！」



来年四月、那智勝浦町の那智高原で、第二十八回全国植樹祭が開かれます。

ラスチック類でいっぱい——と

いふ情景に出会わしたことがあります。

青少年の森（登り口は、和歌

のすことお喜び申し上げます。

このたび、私も県議会議長

ならびに副議長に就任いたしま

した。県政まことに多端な折柄

その職責の重大さを痛感いたし

ております。

もとより微力ではございます

が、県議会の円滑な運営をはか

らなければなりません。

その職責の重大さを痛感いたし

ております。

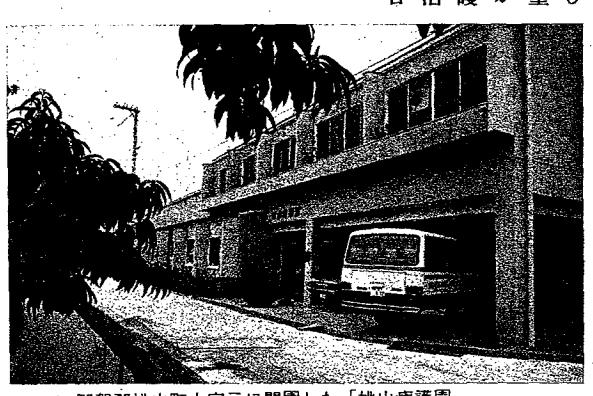
もとより微力ではござります

が、県議会の円滑な運営をはか

らなければなりません。

その職責の重大さを痛感いたし

ております。



那賀郡桃山町大字元に開園した「桃山療護園」

桃の町に開園した
「桃山療護園」

桃山の町に開園した
「桃山療護園」

桃山の町に開園した
「桃山療護園」

桃山の町に開園した
「桃山療護園」



県政フラッシュ



5

成人病の予防 むし歯予防

(1) 人間蔑視に根ざすもの
 同和地区住民を同じ人間とも
 ないという悪質なもので、封建
 時代の蔑称を露骨につかたり
 巧妙な手振り、隠語で表現した
 りして差別をするもの、社会生
 活の中でも社交の場、進学、就職
 結婚などで阻害し、わけへだて
 する差別です。これらの差別は
 絶対に看過し、放置することの
 うだけのことです。
 血圧が下がると、それでな
 たものとはやがてんする人が
 意外と多いことです。薬その他
 によって血圧が下がつても、そ
 れで金治したのではなく、薬の
 作用で、血圧が一時普通の人な
 みの高くない数値になつたとい
 うだけのことです。

(2) 飲ませるのは糞物
 赤ちゃん用の粉ミルクには砂
 糖が含まれています。ミルクや

献血にご協力を!

県政お茶の間番組

「黒潮と緑のあいだ」放送予定

- <都合により番組を変更することがあります。>
- ◆テレビ和歌山
毎週 水曜日 18:00~18:15
（再）毎曜日 22:00~22:15
- 若年母子家庭激励会（テーマ）
8月18日 20日（再）
- 県議会だより、新正副議長聞く
8月25日 27日（再）
- 緑の郷土づくり（テーマ）
9月1日・3日（再）
- <四国テレビ>
毎月第3、第4土曜日 7:45~8:00
●日高川のほとりで（テーマ）
8月21日
- 総合防災訓練（テーマ）
8月28日

「黒潮と緑のあいだ」特別番組

- <テレビ和歌山>
- ボクたちの未来のために
統計はなぜ必要なのか、それはどのように
役立っているのか、統計の意義と重要性をホ
ームコメディー風に描きます。
- 8月15日（日） 21:30~21:55

豊かに生きる

- <テレビ和歌山> 毎週月曜日 18:00~18:20
 - 紀伊の名匠 8月9日 16日（再）
 - 食事をたのしく 8月23日 30日（再）
 - スポーツと人生 9月6日 13日（再）
- <毎日の生活メモに>
 - 「県民チャンネル」<テレビ和歌山>
毎週火、木、土曜日 18:15~18:20
21:55~22:00
 - 「県庁だより」<ラジオ・和歌山放送>
毎週月~土曜日 12:30~12:35
 - 「お台所気象台」<ラジオ・和歌山放送>
毎週月~土曜日 10:30~10:33

広報映画(16ミリ)貸出案内

テレビ放映の「黒潮と緑のあいだ」と映画館で上映した「県政トピックス」を一般にお貸しています。本県の伝統工芸を紹介した「ふるさと探訪」シリーズなど好評を得ています。ご希望の方は、県庁広報公聴課またはもよりの県事務所までお問い合わせください。

この章では問題となる差別と
その処理方法について述べてみ
ましょ。

第二章 差別事件

この章では問題となる差別と
その処理方法について述べてみ
ましょ。

この章では問題となる差別と
その処理方法について述べてみ
ましょ。

同和連載

(23)

(2) 同和問題解決を阻害する
差別

根源は人間蔑視に起因するも
ので、同和事業の推進を阻み、
解説にブレーキをかけ、差別を
温存助長する動きをする差別で
す。しかしこの差別は、こうし
た悪質な意志があつてなしたか
どうか判断が難しいので、十分
に調査し分析しなければなりま
せん。

許されない差別です。

第4編 差別と差別事件

かかるる差別的な考え方を、根
氣よく対話を重ねて正しい認識
まで引きあげる努力が必要です。

(1) 差別事件の分析

同和問題での差別は前章のと
おりですが、差別事件として問
題になる差別は次のようになり
ましょ。

同和問題での差別

おりですが、差別事件として問
題になる差別は次のようになり
ましょ。

(2) 同和問題による差別

同和問題の本質の認識に欠け
るためにおこされる差別で、同
和教育をつけていない児童、生
徒をはじめとして一般社会人の
で初步的な発言にはこうしたこ
とが見受けられます。

国民全体に正しく理解させて
くためには、こうした認識不足

(3) 認識不足による差別

同和問題の本質の認識に欠け
るためにおこされる差別で、同
和教育をつけていない児童、生
徒をはじめとして一般社会人の
で、差別していません」と弁解
するでしょうが、結婚差別を認
めたうえでの返事であり、その
腹の底には「同和地区を差別す
る心」と通じるものがあること
が明白です。

(4) 差別を通じる差別

同和問題が現在社会で論議さ
れており、生活に無理をしたりする
と、かえって前より悪い状態にな
る場合のあることを、よく頭
に入れておいてください。

(5) 利用差別

主治医の指示のとおりの服薬
をし、血圧管理を十分にするこ
とが大切です。（つづく）

（つづく）

かかるる差別的な考え方を、根
氣よく対話を重ねて正しい認識
まで引きあげる努力が必要です。

そこまで認めないと、差別と
表面的には関係がないように
見えるが、深く掘り下げていく
と、そうした考え方方が部落差別と
根で通じているというものです。

（つづく）

たとえば結婚の身元調査の聞
りあげていくことが大切です。
（つづく）

この差別は、悪いことをする
者は同和地区の者という考え方
に対する悪質な差別です。
この差別は、悪いことをする
者は同和地区の者という考え方
に対する悪質な差別です。
この差別は、悪いことをする
者は同和地区の者という考え方
に対する悪質な差別です。
この差別は、悪いことをする
者は同和地区の者という考え方
に対する悪質な差別です。
この差別は、悪いことをする
者は同和地区の者という考え方
に対する悪質な差別です。

この差別は、悪いことをする
者は同和地区の者という考え方
に対する悪質な差別です。
この差別は、悪いことをする
者は同和地区の者という考え方
に対する悪質な差別です。
この差別は、悪いことをする
者は同和地区の者という考え方
に対する悪質な差別です。
この差別は、悪いことをする
者は同和地区の者という考え方
に対する悪質な差別です。
この差別は、悪いことをする
者は同和地区の者という考え方
に対する悪質な差別です。

この差別は、悪いことをする
者は同和地区の者という考え方
に対する悪質な差別です。
この差別は、悪いことをする
者は同和地区の者という考え方
に対する悪質な差別です。
この差別は、悪いことをする
者は同和地区の者という考え方
に対する悪質な差別です。
この差別は、悪いことをする
者は同和地区の者という考え方
に対する悪質な差別です。

この差別は、悪いことをする
者は同和地区の者という考え方
に対する悪質な差別です。
この差別は、悪いことをする
者は同和地区の者という考え方
に対する悪質な差別です。
この差別は、悪いことをする
者は同和地区の者という考え方
に対する悪質な差別です。
この差別は、悪いことをする
者は同和地区の者という考え方
に対する悪質な差別です。

この差別は、悪いことをする
者は同和地区の者という考え方
に対する悪質な差別です。
この差別は、悪いことをする
者は同和地区の者という考え方
に対する悪質な差別です。

この差別は、悪いことをする
者は同和地区の者という考え方
に対する悪質な差別です。
この差別は、悪いことをする
者は同和地区の者という考え方
に対する悪質な差別です。

この差別は、悪いことをする
者は同和地区の者という考え方
に対する悪質な差別です。
この差別は、悪いことをする
者は同和地区の者という考え方
に対する悪質な差別です。

この差別は、悪いことをする
者は同和地区の者という考え方
に対する悪質な差別です。
この差別は、悪いことをする
者は同和地区の者という考え方
に対する悪質な差別です。

この差別は、悪いことをする
者は同和地区の者という考え方
に対する悪質な差別です。
この差別は、悪いことをする
者は同和地区の者という考え方
に対する悪質な差別です。

この差別は、悪いことをする
者は同和地区の者という考え方
に対する悪質な差別です。
この差別は、悪いことをする
者は同和地区の者という考え方
に対する悪質な差別です。

この差別は、悪いことをする
者は同和地区の者という考え方
に対する悪質な差別です。
この差別は、悪いことをする
者は同和地区の者という考え方
に対する悪質な差別です。

この差別は、悪いことをする
者は同和地区の者という考え方
に対する悪質な差別です。
この差別は、悪いことをする
者は同和地区の者という考え方
に対する悪質な差別です。

この差別は、悪いことをする
者は同和地区の者という考え方
に対する悪質な差別です。

災害にそなえて

台風シーズンがやってきました。
ことしは、台風の多く発生する
年だと言われています。
災害にそなえて、日ごろから十分に心掛けておきましょう。

防災7カ条

1. 家屋の補修は、平素から
2. ガラスには、ピニールテープで補強する
3. 食糧、薬など、いつも手近に
4. 窓、縁側には雨戸ガッチャリ
5. 台風情報によく注意
6. 避難場所への通路を確認
7. 電線のたるみや破損は、すぐ電線へ

なんでも相談コーナー

●県民相談

県行政への要望、日常生活上の悩みなど気軽にお問合せください。

◆常設相談（月～土曜日）

県庁県民相談室（本館2階）

各県事務所の「県民相談員」

弁護士による「法律相談」は、県庁県民相談室で毎月第2、第4金曜日13時～16時です。

◆移動相談

弁護士ならびに県民相談員による「法律相談」や行政への要望などの「一般相談」を行います。

8月19日（木）田辺市役所 13時～16時

9月3日（金）湯浅町旧公民館 13時～16時

●交通事故相談

交通事故でお困りの方はどうぞ

◆常設相談所（県庁本館2階）

◆紀南常設相談所（東牟婁郡総合庁舎2階）

☎(0735)22-8551

◆巡回相談・西牟婁郡事務所 8月17日（火）24

日（火）31日（火） 9月7日（火）14日（火）11時～

16時・伊丹市事務所 8月25日（木）10時～16時
有田郡事務所 9月1日（木）10時～16時・日高郡事務所 9月6日（水）10時～16時・串本町役場 9月8日（木）10時～16時

●消費生活相談

消費生活についての苦情や相談をお受けします。

◆県消費生活センター

〒640 和歌山市西汀丁1の2（経済センターハウス）2階 ☎0734-33-1551

◆県消費生活センター（紀南支所）

〒646 田辺市神子浜1229-100（西牟婁郡総合庁舎2階） ☎0739-22-1200

◆移動消費生活センター「くらし号」巡回日程

紀北／8月24日（火）かつらぎ町 25日（水）本宮町

紀南／8月23日（月）中辺路町 24日（火）本宮町

25日（水）新宮市 26日（木）北山村 27日（金）熊野川町

9月6日（水）南部川村 7日（木）南部町 8日（金）龍神村

9月9日（土）すさみ町 10日（日）金田辺市

